

第10 その他

1 社会福祉法人現況報告

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる事項について、現況報告書を、各所轄庁に届け出なければなりません（法第59条、規則第9条）。

(1) 届出書類

社会福祉法人現況報告書（様式46・131頁～134頁）

(2) 届出先

松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4674

(3) 届出方法

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力により届出

2 社会福祉充実残額の算定根拠（算定シート）

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、社会福祉充実残額算定シートにより社会福祉充実残額を算定し、所轄庁に届け出なければなりません（法第59条、規則第9条）。

(1) 届出書類

社会福祉充実残額算定シート（様式47-1・135、様式47-2・136頁）

(2) 届出先

松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4674

(3) 届出方法

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力により届出

3 社会福祉充実計画

社会福祉法人は、社会福祉充実残額算定シートにより、社会福祉充実残額がある場合は、現に行っている社会福祉事業又は公益事業などの実施に関する社会福祉充実計画を作成し、所轄庁に提出して（様式例50・144頁）、承認を受けなければなりません（法第55条の2）。

承認を受けた後は、計画に基づく事業を実施し、事業の実績については、毎年度法人のホームページ等で公表に努めなければなりません。

なお、社会福祉充実計画の変更（軽微な変更を除きます。）をしようとするときは、変更承認の申請を行い（様式例51・145頁）、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、終了承認申請（様式例53・147頁）、を提出し、あらかじめ所轄庁の承認を受けなければなりません（法第55条の3第1項及び第3項、第55条の4）。

また、社会福祉充実計画の軽微な変更については、変更届出（様式例52・146頁）を、所轄庁に届け出なければなりません（法第55条の3第2項）。

(1) 提出書類

ア 社会福祉充実計画（様式48・137頁）

イ 添付書類

- (ア) 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- (イ) 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）（様式例49・141頁）
- (ウ) 社会福祉充実残額の算定根拠（社会福祉充実残額算定シートを添付）
- (エ) その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(2) 提出先

松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1
TEL 0598-53-4674

(3) 提出部数 1部

4 監事監査報告（会計監査人設置の場合は、会計監査報告も必要）

監事は、法第45条の18、第45条の28及び関係法令に基づき、毎年定期的に理事の職務執行や計算関係書類、事業報告等を監査し、理事長宛（様式例54・148頁）に監査報告書を作成しなければなりません。また、社会福祉法人は、提出された監査報告書の写しを毎会計年度終了後3か月以内に各所轄庁に届け出てください。

(1) 届出書類 監査報告書（写）

(2) 届出先

松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係
〒515-8515 松阪市殿町1340番地1
TEL 0598-53-4674

(3) 届出方法 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力により届出

（監事の監査報告の作成）

監事は、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません。

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ④ 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象などの事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項）
- ⑤ 監査報告を作成した日

監事は、事業報告等（事業報告及びその附属明細書）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければなりません。

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑤ 内部管理体制の整備に関する決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状

況の概要（監査の範囲に属さないものを除きます。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

⑥ 監査報告を作成した日

5 法第59条の規定に基づく上記1、2及び4以外に提出が必要な書類

次の書類については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力により、各所轄庁へ届け出てください。

- (1) 計算書類
- (2) 計算書類の注記
- (3) 計算書類の附属明細書
- (4) 事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）
- (5) 事業報告の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (8) 報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準）
- (9) 事業計画書（定款で作成することを定めている場合）

法第 59 条の規定に基づく所轄庁への届出書類等一覧

届出事項					届方 出法		
（法第 59 条第 1 号） 計 算 書 類 等	計算書類 （法第 45 条の 32）	貸借対照表 （法第 45 条の 27 第 2 項）	法人単位貸借対照表				
			貸借対照表内訳表				
			事業区分貸借対照表内訳表				
			拠点区分貸借対照表				
		収支計算書 （法第 45 条の 27 第 2 項）	資金収支計算書	法人単位資金収支計算書			
				資金収支内訳表			
				事業区分資金収支内訳表			
				拠点区分資金収支計算書			
			事業活動計算書	法人単位事業活動計算書			
				事業活動内訳表			
				事業区分事業活動内訳表			
				拠点区分事業活動計算書			
				計算書類の注記（社会福祉法人会計基準第 29 条）			
				計算書類の附属明細書 （法第 45 条の 32）	借入金明細書		
	寄附金収益明細書						
	補助金事業等収益明細書						
	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書						
	事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書						
	基本金明細書						
	国庫補助金等特別積立金明細書						
	基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書						
	引当金明細書						
	拠点区分資金収支明細書						
	拠点区分事業活動明細書						
	積立金・積立資産明細書						
	サービス区分間繰入金明細書						
	サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書						
	就労支援事業別事業活動明細書						
	就労支援事業製造原価明細書						
	就労支援事業販管費明細書						
	就労支援事業明細書						
	授産事業費用明細書						
	事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）（法第 45 条の 32）						
	事業報告の附属明細書（事業報告の内容を補足する重要な事項）（法第 45 条の 32）						
	監査報告（法第 45 条の 32）						
	会計監査報告（法第 45 条の 32）						
	（法第 59 条第 2 号） 財 産 目 録 等	財産目録（法 45 条の 34 第 1 項第 1 号）					
役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）（法 45 条の 34 第 1 項第 2 号）							
報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準）（法 45 条の 34 第 1 項第 3 号）							
事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類（法第 45 条の 34 第 1 項第 4 号）		現況報告書（規則第 2 条の 41 第 1 号から第 13 号まで及び第 16 号）					
		社会福祉充実残額の算定根拠（算定シート）（規則第 2 条の 41 第 14 号）					
	事業計画（規則第 2 条の 41 第 15 号）（※）						

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」への入力

※ 定款で作成することになっている場合

6 不動産使用証明願（登録免許税の非課税措置用）

社会福祉法人は、その社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は土地の権利の取得登記をする場合には、それらの不動産が当該事業の用に供するものであることや、自己の設置運営する学校、保育所、認定こども園の用に供する建物の所有権又は土地の権利の取得登記をする場合には、それらの不動産が自己の設置運営する学校、保育所、認定こども園の用に供するものであることの知事の証明書を添付することにより、登録免許税の免除を受けることができます（登録免許税法第4条第2項、同法施行規則第3条第1項第1号）。

なお、「学校」については、根拠法令が登録免許税法施行規則第3条第1項第2号、「保育所」については、根拠法令が登録免許税法施行規則第3条第1項第3号、「認定こども園」については、登録免許税法施行規則第3条第1項第4号となりますので、様式を間違えないようにしてください。

また、証明する施設によって、証明者が市町長となる場合がありますので、ご注意ください。

(1) 証明を受けるために必要な書類

ア 証明願書（様式55・149頁） 3部（3部とも原本）（注1）

イ 添付書類 各2部

(ア) 不動産の登記事項証明書（写）

(イ) 基本財産編入及び定款変更誓約書（既に基本財産となっている場合及び賃借権設定の場合は除きます。）（様式例56・150頁）

(ウ) 担保提供説明書（当該不動産が担保に供されている場合に、抵当権等の抹消等について説明するもの）

(エ) a（建設又は購入の場合）

当該不動産建設又は購入に係る収支計算書

b（贈与される場合）

当該不動産の贈与契約書（写）

(オ) a（購入の場合）

当該不動産の売買契約書（写）、売買代金受領書（写）及び建物引渡書（写）

※ 売買代金受領書については、支払い済みのもの（振込金受取書でも可）

b（建設の場合）

当該不動産の請負契約書（写）、請負代金受領書（写）及び建物引渡書（写）

※ 請負代金受領書については、支払い済みのもの（振込金受取書でも可）

c（賃借権等を設定する場合）

当該土地の貸借契約書（写）又は地上権設定契約書（写）

(カ) 図面（位置図、配置図、平面図、土地の場合は、地図又は地図に準ずる図面（写））

(キ) 社会福祉事業の用に供することが分かる書類（写）（理事会議事録等）

(ク) その他所轄庁が必要と認めた書類

(2) 提出先

松阪市 健康福祉部 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

(注1) 知事及び厚生労働大臣が所轄庁となる社会福祉法人(2以上の市町で事業を実施する法人)は、証明願書(様式55・149頁) 2部、添付書類 1部を三重県へ直接提出願います。

7 税額控除対象となる社会福祉法人の証明

個人が一定の要件を満たした社会福祉法人(以下「税額控除対象法人」といいます。)に寄附をした場合、当該寄附金について現行の所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用が可能となります。税額控除の認定にあたっては、所轄庁から証明を受ける必要があります。

税額控除対象法人の要件【次の(1)～(3)】

(1) 実績判定期間内(※)において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。

〈要件1〉3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

ただし、次の①又は②に掲げる場合には、それぞれ①又は②に定めるとおりとすること。

① 実績判定期間内に保育所等(注1)の定員等の総数が5,000人未満の会計年度がある場合(保育所等の定員等の総数が0である場合の会計年度は除く。)、当該事業年度の判定基準寄附者(注2)数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5,000}{\text{定員等の総数 (当該定員等の総数が500 未満の場合は500)}}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

② 実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用(注3)の額の合計額が1億円未満の会計年度がある場合、当該会計年度の判定基準寄附者(注2)数は(ア)のとおり計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{ 判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{ 億}}{\text{社会福祉事業に係る費用 (1,000 万円未満の場合は 1,000 万円)}}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上

〈要件2〉経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

(2) 定款、役員等名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当

- な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。
- (3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

※ 実績判定期間とは、申請日の直前に終了した会計年度終了日以前の5年以内に終了した各会計年度のうち最も古い会計年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した会計年度終了日までが実績判定期間となります。

(注1) 保育所等とは、次に掲げる施設を指します。

ア 学校（学校教育法第1条に規定する学校 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園）、専修学校及び各種学校

イ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する放課後等デイサービス、同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第5項に規定する保育所等訪問支援に限ります。）、第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業が行われる施設

ウ 児童福祉法第37条に規定する乳児院、第38条に規定する母子生活支援施設、第39条第1項に規定する保育所、第41条に規定する児童養護施設、第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第2号に規定する医療型障害児入所施設、第43条の2に規定する児童心理治療施設及び第44条に規定する児童自立支援施設

(注2) 判定基準寄附者とは、租税特別措置法施行令第26条の28の2第6項第5号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に3,000円以上の寄附金を支出した者をいいます。

(注3) 社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）第23条第2項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。

証明を受けるために必要な書類及び部数

(1) 〈要件1〉に係る申請書類

ア 証明申請書（様式57・156頁）

イ 寄附金受入明細書（様式58・157頁）

ウ チェック表（様式59-1・158頁、様式59-2・159頁）

※ ウは①、②により要件を満たす場合のみ

(2) 〈要件2〉に係る申請書類

ア 証明申請書（様式57・156頁）

イ 寄附金受入明細書（様式58・157頁）

ウ チェック表（様式60・160頁）

(3) 提出部数 1部

有効期間・適用開始時期について

- (1) 証明の有効期間について
税額控除に係る証明は、行政庁から証明を受けた日から5年間です。
例：平成28年10月1日に税額控除に係る証明を受けた場合の有効期限は、平成28年10月1日から令和3年9月30日までとなります。
- (2) 証明を受けた以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

8 理事長の変更届

理事長（法人の代表者の名称が理事長以外の場合は、当該名称に読み替えてください。）は、法人運営に中心的役割を果たすものであり、所轄庁として理事長の現状について把握する必要があるため、理事長が交替した時は、交替後1か月以内に所轄庁に届出してください。

- (1) 届出事項
 - ア 理事長変更届（様式61・161頁）
 - イ 法人の登記事項証明書（写）（新理事長に関して登記済のもの）
- (2) 提出部数 1部

9 理事の在任証明

社会福祉法人と理事長（当該法人の代表権を有する理事）との利益相反行為（法人が理事長から土地を購入する場合など）に係る登記事務について、適正に理事会が開催されたことを法務局が確認するため所轄庁あて理事の在任証明を求められる場合があります。

- (1) 提出書類
 - ア 理事の在任証明願（様式62・162頁）
 - イ 証明を必要とする理由書（任意様式）（記載例・163頁）
 - ウ 役員名簿
 - エ 理事の就任委嘱状（写）
 - オ 理事の就任承諾書（写）
 - カ 法人の登記事項証明書（写）
 - キ 定款（写）（届出・認可書に添付のものを受理・認可書鑑を付けて複写）
 - ク 理事推薦時の理事会議事録（写）
 - ケ 理事選任時の評議員会議事録（写）
 - コ 不動産取得を決定した時の理事会議事録（写）
 - サ 取得対象不動産の登記事項証明書（写）
 - シ 不動産所有者の法人の登記事項証明書（写）（取得対象不動産の所有者が法人の場合）
 - ス その他参考となる資料
- (2) 提出部数 証明願2部、添付書類1部

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
-----------	----------	----------	---------	---------	---------

(7) 法人の名称			
(8) 主たる事務所の住所			
(9) 主たる事務所の電話番号	(10) 主たる事務所の F A X 番号	(11) 従たる事務所の有無	
(12) 従たる事務所の住所			
(13) 法人の代表者名			(14) 法人のメールアドレス
(15) 法人の設立認可年月日	(16) 法人の設立登記年月日		

(1)評議員の定員	(2)評議員の現員	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円)
-----------	-----------	-------------------------------

[illegible]

(1)理事の定員	(2)理事の現員	(3-12)理事全員の報酬等の総額（前会計年度実績）（円）	
----------	----------	-------------------------------	--

[illegible]

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	(2)監事の現員	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)
----------	----------	-------------------------------

(3-1) 監事の氏名	(3-2) ① 監事の職業	(3-2) ② 監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3) 監事選任の評議 員会議決年月日
	(3-4) 監事の任期	(3-5) 監事要件の区分別該当状況	(3-7) 前会計年度にお ける理事会への出席回数

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数		③非常勤者の実数	
		常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の数					
①常勤専従者の実数		②常勤兼務者の実数		③非常勤者の実数	
		常勤換算数		常勤換算数	

7. 前会計年度の評議員会の状況

(1) 評議員会ごとの評議員 会開催年月日	(2) 評議員会ごとの評議員・理事・監事・ 会計監査人別の出席者数				(3) 評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	

(4) うち開催を省略した回数

8. 前会計年度の理事会の状況

(1) 理事会ごとの理事会開 催年月日	(2) 理事会ごとの理事・監事別 の出席者数		(3) 理事会ごとの決議事項
	理事	監事	

(4) うち開催を省略した回数

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1) 監事監査を実施した監事の氏名	
(2) 監査報告により求められた改善すべき事項	
(3) 監査報告により求められた改善すべき 事項に対する対応	

10. 前会計年度の会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1) 社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区 分コード分 類	①-2拠点区 分名称	①-3事業類型コー ド分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土 地の保有状況	⑤事業所の建 物の保有状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ロ) 補助金額(円)	(ハ) 借入金額(円)	(ニ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1 回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2 回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3 回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4 回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5 回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						
		ア建設費						0
		イ大規模修繕						

1.1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

[illegible]

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)

[illegible]

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容 (記述)	⑤計画における事業費のうち 社会福祉充実残額財源の 合計 (円)		⑥⑤のうち当該会計年度以降 の合計 (円)
	③事業内容				
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			⑤の合計 (円)		⑥の合計 (円)
			0		0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)

②地域公益事業 (円)

③公益事業 (円)

④合計額 (① + ② + ③) (円)

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

～

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告

③財産目録

④事業計画書

⑤第三者評価結果

⑥苦情処理結果

⑦監事監査結果

⑧附属明細書

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費 (円)

②施設・設備に係る公費 (円)

③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)

(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)

③業務内容

④費用 [年額] (円)

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

②実施した改善内容

15. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入

② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入

③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入

④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入

⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●)

⑥ 法人独自で退職手当制度を整備

⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない

16. 社員として所属する社会福祉法人連携推進法人の名称

社会福祉充実残額算定シート

1. 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産（a）	
負債（b）	
基本金（c）	
国庫補助金等特別積立金（d）	
合計（a－b－c－d）	0

手入力（必須入力）するセルです（※「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」搭載版では、他シートを参照するための計算式が設定されていますので、手入力は不要となります。）

計算式が設定されており、入力することはできません。

手入力するセルです。（不明の場合は、記載要領に従って入力してください）

合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

プルダウンリストから選択するセルです。直接入力することはできません。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

（1）財産目録における貸借対照表価額	
合計（a）	

項目	金額
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金	
1年以内返済予定設備資金借入金	
1年以内返済予定リース債務	
社会福祉連携推進業務設備資金借入金	
設備資金借入金	
リース債務	
合計（b）	0

（3）合計	
項目	金額
財産目録合計（a）	0
対応負債合計（b）	0
対応基本金（c）	0
国庫補助金等特別積立金（d）	0
合計（a－b－c－d）	0

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建設費用																
財産の名称等	取得年度	建設時延べ床面積 (少数以下第4位を 四捨五入)	建設時自己資金	大規模修繕実績額	減価償却累計額	建設単価等上昇率					自己資金比率				合計額	
						①建設工事費 デフレーター	②1㎡当りの単価上昇率				①、②のいずれか 高い方の率	③一般の自己 資金比率	④建設時自己資金比率			③、④のいずれか 高い方の率
							一般的1㎡当たり 単価 (a)	当該建築物の建設時の取得 価額 (b)	建設時延べ床 面積 (c)	a/ (b/c)			建設時自己資金 (d)	d/b		
						-	290,000	-	-	-	0	24%	0.0%	0.0%	-	
						-	290,000	-	-	-	0	24%	0.0%	0.0%	-	
						-	290,000	-	-	-	0	24%	0.0%	0.0%	-	
						-	250,000	-	-	-	0	24%	0.0%	0.0%	-	
						-	250,000	-	-	-	0	24%	0.0%	0.0%	-	
合計																

※ 割合は小数点第4位四捨五入。
※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

（3）設備・車輛等の更新に必要な費用	
合計	

項目	金額
将来の建設費用	0
大規模修繕に必要な費用	0
設備・車輛等の更新に必要な費用	0
合計	0

4. 「必要な運転資金」

項目	金額		月数	合計額
年間事業活動支出		12	3	0

5. 「計算の特例」

項目	金額		月数	合計額
年間事業活動支出	-	12	12	-

6. 「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計	計算の特例適用
活用可能な財産	0	0	※「5. 計算の特例」 の適用有無を変更す る場合、以下のセルか ら選択すること。
社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	0		
再取得に必要な財産	0		
必要な運転資金	0		
計算の特例			
合計	0		適用する

7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

項目	金額
社会福祉充実残額	0
社会福祉充実計画用財産	0
合計	0

様式 47-2

社会福祉充実実績額算定シート別添（財産目録）
令和 年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金						
1年以内回収予定長期貸付金						
短期貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
貸倒引当金						
徴収不能引当金						
流動資産合計				0	0	0
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地						
建物						
定期預金						
投資有価証券						
基本財産合計				0	0	0
(2) その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輪運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
権利						
ソフトウエア						
無形リース資産						
投資有価証券						
社会福祉連携推進業務長期貸付金						
長期貸付金						
退職給付引当資産						
長期預り金積立資産						
差入保証金						
長期前払費用						
その他の固定資産						
貸倒引当金						
徴収不能引当金						
その他の固定資産合計				0	0	0
固定資産合計				0	0	0
資産合計				0	0	0
Ⅱ 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金						
役員等短期借入金						
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金						
1年以内返済予定設備資金借入金						
1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金						
1年以内返済予定長期運営資金借入金						
1年以内返済予定リース債務						
1年以内返済予定役員等長期借入金						
1年以内支払予定長期未払金						
未払費用						
預り金						
職員預り金						
前受金						
前受収益						
仮受金						
賞与引当金						
その他の流動負債						
流動負債合計				0	0	0
2 固定負債						
社会福祉連携推進業務設備資金借入金						
設備資金借入金						
社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金						
長期運営資金借入金						
リース債務						
役員等長期借入金						
退職給付引当金						
役員退職慰労引当金						
長期未払金						
長期預り金						
その他の固定負債						
固定負債合計				0	0	0
負債合計				0	0	0
差引純資産				0	0	0

(単位：円)

控除対象	控除対象額	社会福祉充実計画用財産額

控除対象額計	計画用財産額計
0	0

(入力上の留意事項)

※ 財産目録については、科目を分けた場合は、小計欄を設けることとしていますが、エクセル版の社会福祉充実実績額算定シート別添（財産目録）については、小計欄は不要とします

令和○年度～令和○年度 社会福祉法人○○○会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名								法人番号	
法人代表者氏名									
法人の主たる所在地									
連絡先									
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日									
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日									
評議員会の承認年月日									
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (令和○年度末現在)	1か年度目 (令和○年度末現在)	2か年度目 (令和○年度末現在)	3か年度目 (令和○年度末現在)	4か年度目 (令和○年度末現在)	5か年度目 (令和○年度末現在)	合計	社会福祉 充実事業 未充当額	
うち社会福祉充実事業費 (単位：千円)									
本計画の対象期間									

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・ 新規の別	事業概要	施設整備 の有無	事業費
1 か年 度目						
	小計					
2 か年 度目						
	小計					

3 か年 度目						
	小計					
4 か年 度目						
	小計					
5 か年 度目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
	計画の実施期間における事業費合計						
	財源構成						
	社会福祉充実残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	

想定される対象者数		
事業の実施地域		
事業の実施時期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
事業内容		
事業の実施スケジュール	1 か年度目	
	2 か年度目	
	3 か年度目	
	4 か年度目	
	5 か年度目	
事業費積算 (概算)		

	合計	〇〇千円（うち社会福祉充実残額充当額〇〇千円）
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

--

手 続 実 施 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○○会

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称

私は、社会福祉法人○○○会（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「令和○年度～令和○年度社会福祉法人○○○会 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

(注) 公認会計士又は監査法人が業務を実施する場合には、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会専門業務実務指針 4 4 0 0「合意された手続業務に関する実務指針」を参考として、表題を「合意された手続実施結果報告書」とするほか、本様式例の実施者の肩書、表現・見出し等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。

以 上

(文書番号)
令和〇年〇月〇日

(あて先) 松阪市長 竹 上 真 人

(申請者)
社会福祉法人 ○○○会
理事長 ○○○○

社会福祉充実計画の承認申請について

当法人において、別添のとおり社会福祉充実計画を策定したので、社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人○○○会社会福祉充実計画
- ・ 社会福祉充実計画の策定に係る評議員会の議事録（写）
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写）
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(文書番号)
令和〇年〇月〇日

(あて先) 松阪市長 竹 上 真 人

(申請者)
社会福祉法人 ○○○会
理事長 ○○○○

承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請について

令和〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請する。

(添付資料)

- ・ 変更後の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人○○○会社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(文書番号)
令和〇年〇月〇日

(あて先) 松阪市長 竹 上 真 人

(申請者)
社会福祉法人 ○○○会
理事長 ○○○○

承認社会福祉充実計画の変更に係る届出について

令和〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

- ・ 変更後の令和〇年度～令和〇年度社会福祉法人○○○会社会福祉充実計画
(注) 変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示すること。
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

(文書番号)
令和○年○月○日

(あて先) 松阪市長 竹 上 真 人

(申請者)
社会福祉法人 ○○○会
理事長 ○○○○

承認社会福祉充実計画の終了に係る承認申請について

令和○年○月○日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、下記のとおり、やむを得ない事由が生じたことから、当該計画に従って事業を行うことが困難であるため、社会福祉法第55条の4の規定に基づき、当該計画の終了につき、貴庁の承認を申請する。

記

(承認社会福祉充実計画を終了するに当たってのやむを得ない事由)

--

(添付資料)

- ・ 終了前の令和○年度～令和○年度社会福祉法人○○○会社会福祉充実計画
- ・ その他承認社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する書類

監査報告書

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇 様

監事 〇 〇 〇 〇

監事 〇 〇 〇 〇

私たち監事は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの令和〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

注 この様式例は、計算書類、財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合の例です。

令和〇年〇月〇日

三重県知事 ○○○○ 宛て

(申請者) 所在地 ○〇市××町123番地
 法人名 社会福祉法人 ○〇〇会
 代表者 理事長 △△△

保育所の場合は、
「第3号」としてください

登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明願

登録免許税法第4条第2項の規定による登録免許税の非課税措置を受けるため、下記の不動産に係る登記が同法別表第3の10の項の第3欄の第1号に該当することについて、同法施行規則第3条第1号の規定により証明くださるよう申請します。

保育所の場合は、
「第3号」としてください。

記

保育所の場合は、
「第3号」としてください。

	所 在	地番又は 家屋番号	地目又は建物の 種類・構造	地積又は床面積	具体的用途
証明を受けようとする不動産	〇〇市××町	123 番	宅地	450.30 m ²	〇〇〇敷地
	〇〇市××町 123 番地	123 番	〇〇〇〇 鉄筋コンクリート造スレートぶき平家建	250.30 m ²	〇〇〇施設
	〇〇市××町 123 番地	123 番	老人ホーム 鉄骨造陸屋根 2階建	1階 1234.56 m ² 2階 123.45 m ²	〇〇〇施設

「平家」を「平屋」と間違えないようにすること。

※ 不動産登記事項証明書のとおり記載すること。

上記は登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に規定する不動産に該当することを証明します。

保育所の場合は、
「第3号」としてください。

令和 年 月 日

三重県知事 ○ ○ ○ ○ 印

基本財産編入及び定款変更誓約書

誓 約 書

この度、社会福祉法人〇〇〇会が設置経営する特別養護老人ホーム「〇〇ホーム」の建物については、登記後、速やかに基本財産に編入及び定款変更の手続きを行うことを誓約いたします。

令和〇年〇月〇日

三重県知事 〇〇〇〇 宛て

所在地

社会福祉法人〇〇〇会

理事長 〇〇〇〇

登録免許税法（抜粋）

（公共法人等が受ける登記等の非課税）

第四条 国及び別表第二に掲げる者が自己のために受ける登記等については、登録免許税を課さない。

2 別表第三の第一欄に掲げる者が自己のために受けるそれぞれ同表の第三欄に掲げる登記等（同表の第四欄に財務省令で定める書類の添附があるものに限る旨の規定がある登記等にあつては、当該書類を添附して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）

名称	根拠法	非課税の登記等	備考
十 社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	一 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記（第三号に掲げる登記を除く。） 二 自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 三 自己の設置運営する保育所若しくは家庭的保育事業等の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記 四 自己の設置運営する認定こども園の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第四号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

登録免許税法施行規則（抜粋）

第三条 法別表第三の十の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法別表第三の十の項の第三欄の第一号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第二号（定義）に規定する事業（同号に規定する母子生活支援施設を経営する事業を除く。）、同条第三項第二号に規定する事業（同号に規定する児童自立生活援助事業及び児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業に限る。）及び同項第四号の二に規定する事業（同号に規定する相談支援事業のうち児童福祉法第四条第二項（定義）に規定する障害児に係るものに限る。）を除く。（１）から（３）までにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記（ハに掲げる登記を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

（１） 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により社会福祉法第六十二条第一項（社会福祉施設の設置）の社会福祉施設若しくは同法第六十八条の二第一項（社会福祉住居施設の設置）の社会福祉住居施設の設置又は同法第六十七条第一項（施設を必要としない第一種社会福祉事業の開始）若しくは第六十九条第一項（住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等）の社会福祉事業の開始に係る事務を市町村が処理する場合にあっては、当該市町村の長。ロ

（１）において同じ。）の書類

（２） 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

（３） 社会福祉事業の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

ロ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（イに規定する社会福祉事業を除く。以下ロにおいて同じ。）の用に供する不動産に係る登記

（ハに掲げる登記を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

（１） 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事の書類

（２） 社会福祉事業の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の十の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

- ハ 法別表第三の十の項の第三欄の第一号の社会福祉事業（児童福祉法第五十九条の四（指定都市等の特例）の規定により児童相談所設置市が処理するものとされる事務に係るものに限る。）の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類
- 二 法別表第三の十の項の第三欄の第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る同号に規定する学校を所管する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該学校に係る事務を市町村が処理する場合にあっては、当該市町村の長）の書類
- 三 法別表第三の十の項の第三欄の**第三号**に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- イ 保育所の用に供する不動産に係る登記 **第二条第二号イ**に定める書類
- ロ 家庭的保育事業等の用に供する不動産に係る登記 第二条第二号ロに定める書類
- 四 法別表第三の十の項の第三欄の第四号に掲げる登記 第二条第三号に定める書類

第二条 法別表第三の一の二の項の第四欄に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる登記の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 法別表第三の一の二の項の第三欄の第一号又は第二号に掲げる登記 その登記に係る不動産が同欄の第一号又は第二号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第二百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校の私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四条（所轄庁）に規定する所轄庁（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項（条例による事務処理の特例）の規定により同表の一の二の項の第一欄に規定する学校法人に係る事務を市町村（特別区を含む。以下同じ。）が処理する場合にあっては、当該市町村の長）の書類
- 二 法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- イ** 法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する不動産に係る登記 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類
- （１） 保育所の用に供する不動産が地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）に規定する中核市（以下「中核市」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律百六十四号）第五十九条の四第一項（指定都市等の特例）に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二

の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により児童福祉法第三十五条第四項（児童福祉施設の認可）の保育所の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあっては、当該市町村の長）の書類

（２） 保育所の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長の書類

（３） 保育所の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長の書類

（４） 保育所の用に供する不動産が児童相談所設置市の区域内に所在する場合 その登記に係る不動産が法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する児童相談所設置市の長の書類

ロ 法別表第三の一の項の第三欄の第三号に規定する家庭的保育事業等（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する不動産に係る登記 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する市町村の長の書類

三 法別表第三の一の項の第三欄の第四号に掲げる登記 次に掲げる登記の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）の用に供する不動産が指定都市及び中核市の区域外に所在する場合 その登記に係る不動産が同号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する都道府県知事（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を都道府県の教育委員会が処理する場合にあっては当該都道府県の教育委員会とし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該事務又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項（設置等の認可）の幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の認可に係る事務を市町村が処理する場合にあっては当該市町村の長とする。）の書類

ロ 認定こども園の用に供する不動産が指定都市の区域内に所在する場合その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する指定都市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務

を指定都市の教育委員会が処理する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会）の書類

- ハ 認定こども園の用に供する不動産が中核市の区域内に所在する場合その登記に係る不動産が法別表第三の一の二の項の第三欄の第四号に規定する不動産に該当する旨を証する当該不動産の所在地を管轄する中核市の長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項の規定により同項又は同条第三項の認定こども園の認定に係る事務を中核市の教育委員会が処理する場合にあっては、当該中核市の教育委員会）の書類

令和〇年〇月〇日

(あて先) 松阪市長 竹 上 真 人

法人の名称 社会福祉法人〇〇〇会
代表者の氏名 〇〇〇〇

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定される要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請する要件

- ☐ <要件1> 第三号イ(2)に規定された要件
- ☐ <要件2> 第三号イ(1)に規定された要件

2. 実績判定期間

〇年〇月〇日 から 〇年〇月〇日 まで

3. 添付書類

- ☐ 寄附金受入明細書
- ☐ チェック表

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロに規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

令和 年度分 寄附金受入明細書

(社会福祉法人の名称)

(事務所の所在地)

	氏 名	住 所	寄附金額	令和 年 月 日～令和 年 月 日	受領年月日	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実と相違ありません。

社会福祉法人〇〇〇 理事長

印

⑤

実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の会計年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

②実績判定期間における月数(必須)

ヶ月

(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。
1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。

③の数値が100以上であり、かつ④の数値が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数

(自動計算⇒)

④年平均の寄附金額

(自動計算⇒)

⑤定員等の総数(必須)

⑥判定基準寄附者数
(実際の寄附者数)(必須)

⑦判定基準寄附者数
(計算後の寄附者数)(自動計算⇒)

1会計年度目

2会計年度目

3会計年度目

4会計年度目

5会計年度目

⑧寄附金額(円)(必須)

1会計年度目

2会計年度目

3会計年度目

4会計年度目

5会計年度目

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

②

実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額が1億円未満の年度がある場合に以下の項目を入力してください。

①実績判定期間(必須)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

②実績判定期間における月数(必須)

ヶ月

(注)実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。
1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。

③の数值が100以上であり、かつ④の数值が300,000以上であれば、絶対値要件(要件1)を満たします。

③3000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)の年平均の人数

(自動計算⇒)

④年平均の寄附金額

(自動計算⇒)

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑤社会福祉事業に係る費用の額の合計額(※)(必須)					
⑥判定基準寄附者数(実際の寄附者数)(必須)					
⑦判定基準寄附者数(計算後の寄附者数)(自動計算⇒)					

※ 社会福祉事業に係る費用とは、事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。
同費用の額が1億円未満の年度については、当該年度の事業活動内訳表を添付して提出してください。

実績判定期間内の会計年度全てについて、寄附金額を記載してください。寄附金額については、手引きP10においてカウントできるとされている寄附金の総計を記載してください。実績判定期間内に含まれる会計年度の寄附金額が0円の場合は「0」と記入し、実績判定期間内に含まれない会計年度については空欄にしてください。

	1会計年度目	2会計年度目	3会計年度目	4会計年度目	5会計年度目
⑧寄附金額(円)(必須)					

<チェック表>

実績判定期間	(自)	年	月	日
	(至)	年	月	日

(A) 寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		
控除金額(2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかなでない寄附金額	
	小計 (①+②+③)	
国等からの補助金等の額(3)※ ((1)-(2)の額を限度とする。)		
(1) - (2) + (3) = (A) 寄附金等収入金額		

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B)経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

(B) 経常収入金額

総収入金額(1)		
控除金額(2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なものの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかなでない寄附金額	
	小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	
(1) - (2) = (B) 経常収入金額		

※経常収支金額が確認できる決算書類(写)も添付してください。

判定式	(A)寄附金等収入金額 ÷ (B)経常収入金額 =
-----	---------------------------

理 事 長 変 更 届

令和 年 月 日

(あて先) 松阪市長 竹 上 真 人

社会福祉法人名

このことについて、令和 年 月 日の理事会において、次のとおり理事長を選定いたしましたので、添付書類を添えて提出します。

記

就 任 年 月 日 年 月 日

ふ り が な
新理事長の氏名

変 更 理 由 ☐ 任期満了に伴う改選

□ 変更前の理事長の辞任

☐ その他 ()

※ 添付書類

法人の登記事項証明書(写) (新理事長に関して登記済のもの)

注1 新理事長が重任の場合は、提出していただく必要はありません。

2 電子メールで構いません。

松阪市 健康福祉総務課 社会福祉法人指導監査係

メールアドレス：fukushi.kansa@city.matsusaka.mie.jp

令和〇年〇月〇日

(あて先) 松阪市長 竹 上 真 人

所在地 松阪市〇〇町〇〇番地
 法人名 社会福祉法人 〇〇〇会
 代表者の職氏名 〇〇〇〇

理事の在任証明願

所有権移転登記のため、 法務局 支局に提出する必要があるので、
 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間において、下記の〇名は、社会
 福祉法人〇〇〇会の理事に在任していることを証明くださるよう申請します。

記

役職名	氏 名	住 所
理 事		
理 事		
理 事		
理 事		
理 事		
理 事		

上記の〇名は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間において、当
 所轄庁に届出されている社会福祉法人〇〇〇会の理事と相違ないことを証明しま
 す。

令和〇年〇月〇日

松阪市長 竹 上 真 人 ㊞

理 由 書 例

令和〇〇年度に取得した下記土地、建物の所有権移転を行うにあたり、その原因となる売買契約において、理事長が双方代理となることから、理事会における理事の所轄庁の在任証明書が必要となるため。

記

不動産の表示

土地 〇〇市〇〇町〇〇〇番〇 宅地 〇〇.〇㎡

建物 〇〇市〇〇町〇〇番地、〇〇番地 家屋番号 〇〇〇番
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺〇階建 〇〇〇
床面積 1階 〇〇㎡ 2階 〇〇㎡